

一般社団法人 東京都作業療法士会
賛助会員規程案

平成24年3月7日
平成24年7月25日
平成25年6月16日
平成30年6月20日
平成31年3月27日
令和元年5月29日

(賛助会員)

第1条 一般社団法人東京都作業療法士会定款第5条第2号及び第6条第2項、第7条に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、賛助会員入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員の種類を次のとおりとする。

- A会員
- B会員
- C会員
- 養成校会員

2. 養成校会員については、別に定める養成校賛助会員規程を適用する。

(賛助会員の会費)

第3条 賛助会員のうちA会員、B会員、C会員の会費は、1口5千円として次のとおりとする。

- A会員 10口以上
- B会員 6口以上
- C会員 1口以上

2. 会費の納入は原則として、当該年度の6月末日までとする。

(賛助会員の特典)

第4条 賛助会員である個人及び法人は、次の特典を受けることができる。

- (1) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。
- (2) 本会が主催する学会、研修会等で展示設備のある場合には、次の展示空間を無償で利用することができる。
 - A会員 2展示区分
 - B会員 1展示区分但し、設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。
- (3) 本会が管理するホームページ内の賛助会員名簿に、事務所、営業所、電話番号のほか、営業品目等を無料で掲載することができる。また、本会ホームページに賛助会員のホームページをリンクさせることができる。
- (4) 本会が発行する機関誌・紙に広告を掲載する場合は、掲載料金につき次の特典を受ける。

- A会員 3割引
- B会員 2割引

C会員 1割引

(5) 本会が発行する機関紙「東京都作業療法士会ニュース」発送時に、賛助会員が用意したチラシA4版1枚を無料で次のとおり封入することができる。

A会員 年間6回発行すべて

B会員 年間6回発行のうちの任意の3回

なお、チラシの用意は賛助会員が行い、ニュースの発送に遅滞が起きないように発送業者へ届けなければならない。また、チラシ内容は事前に理事会の承認を受けることとする。

(募金の制限)

第5条 本会は、本会が主催する学会、研修会等に際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、平成24年3月8日から施行する。
2. この規程は一部改正し、平成24年7月25日より施行する。
3. この規程は一部改正し、平成25年6月16日より施行する。
4. この規程は一部改正し、平成30年6月23日より施行する。
5. この規程は一部改正し、平成31年4月1日より施行する。
6. この規程は一部改正し、令和元年5月29日より施行する。